

## 日光市立豊岡中学校 学校再開ガイドライン（5月20日時点）

文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日）や「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & A（令和2年5月13日時点）」に基づき、本校における具体的な取組について以下に示すこととする。

### ＜基本的な感染症対策の実施＞

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

#### 1) 感染源を絶つ

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

#### 2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

#### 3) 抵抗力を高める

免疫力を高めため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン(文部科学省 令和2年3月24日)」

### 1 学校再開における留意事項

#### (1) 集団感染のリスク回避

- ①換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底する。
  - ・朝の会前，授業中及び休み時間には必ず窓を開けて換気する。
  - ・換気に当たり，2方向の窓を同時に開ける。（当番生徒が休み時間に換気する）
  - ・換気の際，衣服等による温度調節にも配慮する。
- ②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする。
  - ・学年集会を実施する場合は，密集を回避するために体育館等を使用する。
  - ・学年集会の際は，密集しないように生徒間の距離を十分に保ち，内容を精選し，時間短縮で行う。また，こまめに換気をする。
- ③手洗いを徹底し，近距離での会話や大声での発生をできるだけ控える。
  - ・ハンカチを携行させ，教職員の指導の下に，手洗いを徹底する。

**特に接触感染を防ぐため，手洗いと消毒を徹底する。**

- ・飛沫を飛ばさないようマスクを装着する。（毎週月曜日の朝，地元企業の渡辺産業様からいただいたマスクを一人一枚ずつ配布。市販のマスクを購入できない場合は，手作りマスクで対応可）

#### (2) 生徒，教職員の健康状況の把握

- ①「検温カード」を毎朝，学級担任に提出させ，生徒の健康状態を把握する。

保護者が生徒の体温，体調の様子及び部活動の参加について記入する。

  - ・検温を忘れた生徒は，学年の体温計を使って検温する。
  - ・風邪等の症状がある時は登校しない。教員も出勤前に検温し，風邪等の症状がある場合は出勤しない。
- ②健康観察を行い，風邪症状の有無を確認する。
  - ・発熱，咳，喉の痛み等の風邪の症状がある場合は，生徒を別室で待機させ（保健室前の部屋），自宅に連絡をし早退させる。保健室で一時的に寝かせるなどの対応はとらず，直ちに早退となることを保護者に周知する。

### (3) 家庭との連携

- ①「検温カード」等を使って緊密に連携を図る。
- ②保護者の判断で学校を休ませる場合は、「欠席」扱いとはせず、「出席停止」扱いとする。
- ③生徒の状況を的確に把握し、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応する。

## 2 安全対策を講じた豊岡中学校の学校生活と休業明けの留意事項

### (1) 朝の会

- ①生徒は「検温カード」を担当に提出する。
- ②学級担任は6月1日(月)の朝の会で全クラスとも感染症予防の指導を行う。
- ③新型コロナウイルス感染症の適切な知識の基に、偏見や差別について指導する。

### (2) 授業

- ①生徒が学校生活に適應するために、6月1日(月)～5日(金)を45分授業のB日課で対応する。
- ②臨時休業中の3月～5月の学習内容については、令和2年度の教育課程内の授業で補充する。
- ③補充は生徒の負担を考慮し、過度な家庭学習を課すことないよう留意する。
- ④教室移動はまとまらず、単独で移動する。

### (3) 給食

- ①4校時の校内巡回教員が各階の水道の蛇口をアルコールで消毒する。
- ②給食前、生徒は手洗い後、手指をアルコール消毒し、距離をとって配膳に並ぶ。
- ③係の生徒は教室の机の上、配膳台をアルコール消毒する。
- ④各学年ともクラスを分散して、少人数になり、個々に前を向いて食べる。

### (4) 清掃

- ①教室、廊下等の窓を開けて清掃する。
- ②密集を避け、生徒、教員ともに無言清掃を行う。

### (5) 部活動

- ①運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行い、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、怪我防止に十分に留意する。
- ②生徒が近距離で接触したりする場面が多い活動等は、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えて行う。
- ③部活動で使用する用具等の貸し借りはせず、部活動終了後、手洗いする。
- ④体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気を行う。また、顧問が使用教室を消毒する。
- ⑤部活動は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等に基づき行う。
- ⑥部活動の活動時間は次の通りとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・6月1日(月)～7日(日)部活動を中止する。</li><li>・6月8日(月)～19日(金)は活動時間を1時間とする。6月13日(土)・14日(日)は部活動を中止し、6月20日(土)・21日(日)は練習時間を2時間程度とする。</li><li>・6月22日(月)～通常の活動時間とする。休日は3時間程度とする。</li></ul> |
|--|

- ⑦6月中は練習試合を中止する。(7月以降は未定)

### (6) 校舎の消毒

教室やトイレなど生徒が利用する場所のうち、特に生徒が手に触れる箇所(ドア、手すり、スイッチなど)を放課後、消毒液を使用して教職員が清掃を行う。各学年フロアは学年職員が、専科教室は専科教員が消毒する。

## 3 その他

- (1)保護者に対して、本校の取組等について文書及びHP等で周知する。
- (2)このガイドラインは更新され、変更されることがある。